

Vol 21

令和7年 春号

2025年3月 発行

認定NPO法人 障がい者より良い暮らしネットおたより Vol 21 2025年3月

事業のご報告

令和5年夏～令和7年3月まで



親あるうちに見届けたい
障がいがあっても
親なき後も
いつもの街で
いつもの暮らしを

CONTENTS

- ふくふく図書室で見つけたこの1冊
自閉症療育のコペルニクスの転回 自閉症と共に半世紀「受容的交流療法」を再評価する
社会福祉法人 萌葱の郷理事長 五十嵐康郎著 P1
- 期待します !! 令和6年度にスタートした二つの専門部会 福岡市の福祉計画に書いてあること P3
- 事業のご報告 令和5年夏～令和7年3月まで
「福岡市議会議員の皆様にも重度障がい者の現状を知っていただく学習会」
主催：地域で暮らす重度者の生活保障を考える実行委員会 市外で暮らす障がい者は1,430人 P5
「進化する福祉のカタチ 議員さま向け見学会」・生きる喜びのある暮らし（社福）明日へ向かって P8
・極力断らない福祉を目指して（社福）あきの会 虹の家 .. P11
見学会の後、大塚勝利県議会議員が令和6年定例会で
「医療的ケア児の支援について」一般質問されました その質問と答弁の全文 P13
「インクルーシブ教育の未来と今と～東京大学とDPI日本会議の連携協定がもたらすもの～」 P16
講師：小国喜弘 東京大学大学院バリアフリー教育開発研究センター所長
対談 篠村利恵 春日市立須玖小学校教諭・松本学 福岡市教育委員会発達教育センター所長
西日本新聞記事「学校は人権ぶつかり合う成長の場」 P18
講演会を聞いて・感想 インクルーシブふくおか 上角 智希 P19
- 全力投球!福岡県肢体不自由児者福祉連合会会員として 第40回九州ブロック大会
公開講座「親たちは願う 我が子に日々の喜びある暮らしを！現実的な居住支援制度を求める」・ P21
- 公教育から「排除」され、行政による子ども家庭福祉支援から「ネグレクト」される子ども達の苦悩・ P24
福岡市児童家庭支援センター「はぐはぐ」所長 河浦龍生
- 福岡市障がい者差別をなくす会から啓発学習会のお知らせ
障がいのある人たちの地域生活・住まいにおける差別の解消に必要なこと .. P33
- 令和5年度事業と会計のご報告 ご支援のお願い P34



ふくふく図書室で見つけた この1冊

この本に出会って、心震える思いで読みました。とても感想など言えません。
なので、本文から引用させていただきます。皆さんも是非お読みください。



自閉症と共に半世紀「受容的交流療法」を再評価する

●＜自閉症・子育て総合支援センター＞萌葱の郷メソッド

自閉症療育の コペルニクスの 転回

エビデンスは現場にある

社会福祉法人萌葱の郷 理事長 五十嵐 康郎 著

五十嵐 康郎 氏

1947年 香川県生まれ 日本福祉大学在学中に休学し「ひゅうまん運動」創設

1971年 滝乃川学園児童部就職

1990年 大分県豊後高田市に社会福祉法人萌葱の郷設立

2007年 社会福祉法人萌葱の郷理事長就任

1993～2016年まで九州発達障害療育研究会理事、全国自閉症者施設協議会会長、日本自閉症協会副会長等歴任

ご著書より引用

はじめにより

- ・ 自閉症の魅力にとりつかれて共に半世紀を過ごし天職になりました。
- ・ 自閉症については多くの人が様々な理論や方法論を提唱し、当事者や支援者の実体験を綴った本も多く出版されています。
- ・ 幸い恩師に恵まれ、一麦寮の田村一二先生から「知的障害者には立派な役割がある」と障害福祉の心を学び、止揚学園の福井達雨先生から「身近な私たちこそが差別者であり、差別者として謝り続けなければならない」と自らが差別者であると教えられました。
- ・ 滝乃川学園に児童指導員として勤務し、重い知的障害のある自閉症児から「ごく当たり前の暮らしを保障する」ことの大切さを教えられ、創立者の石井亮一先生の著書から「どのように素晴らしい理論であっても愛がなければ価値がない」「私の理論を金科玉条のごとく守るのは最良の引き倒しである」と支援者の基本姿勢を学びました。
- ・ 利用者の行動が支援者の思惑を外れた時、現在では虐待と見られても仕方のない行き過ぎた指導や訓練に頼らざるを得ない場面もあり、限界を感じていた時に石井哲夫先生の「受容的交流療法」にてあいました。
- ・ 自閉症児に一方的に変容を求めるのではなく、自閉症児の心情や行動の背景にある理由の理解に努め、支援者が自らの姿勢や関わり方を検証し、関係性を通して支援するという関係性理論を知ったことでその後の人生に大きな影響を受けました。

おわりにより

- ・ 自己決定という言葉がありますが、そもそもこの世に生を受けること自体、どこの国や地域に、どんな両親のもとに生まれるか、誰も選ぶことはできません。私は父親の死で、幼児期に養子になりましたが、自分が望んで養子になったわけではありません。
- ・ 戦後の平和な日本国に生まれたこと、実母や養父母の愛情に支えられたこと、そのことが天職を得るきっかけになったことは正に邂逅と言えます。
- ・ 私たちの不注意や自己本位の弱さから、利用者の方を傷つけたり、亡くしてしまったこともあります。生ある限り謝り続けなければならないと思います。
- ・ 少しのミスや不注意や傲慢さで利用者が命を落とすこともある大変責任の重い仕事です。福祉の仕事についている人、これからつこうとしている人はそのことを自覚してください。

ご子息 五十嵐 猛さんのこと

康郎氏のご長男の五十嵐 猛氏のご講演を始めて聞いたのは2015年頃のことでした

その講演中だったか、懇親会の席での立ち話だったかは記憶が乏しいのですが、猛氏が「学生時代にアルバイトで施設の夜勤をしていたとき、他のスタッフは入所者が眠ってくれなくて辛いと言っていたが、自分が夜勤のときは何故かみんな良く寝てくれるんですよ」というようなことをおっしゃったのです。

ご講演の内容にも私は深く引き込まれていたのですが、その言葉に『難しい人の支援に大切な「何か」がある』と感じたのです。

さらに、豊後大野市公営保育所の民間移管の受託法人になったことで「いぬかい保育園」には自閉症総合支援センター、子育て支援センターを併設し、発達に心配のある子もない子も、同じ場所に通い、同じ場所で遊び、同じ場所で昼寝する。支援が必要な子どもには、保育から抽出して専門家による必要な療育を行い、そしてまた保育に戻す。親たちは発達に心配あるかどうかを気に病むこともなく、また周囲の園児の親たちも、発達に心配ある子とその親という先入観も持つことなく、同じ園の仲間として普通に通うことができる。なんて素晴らしい仕組みなのだろう、と思い、仲間たちと見学に行き、現場を見てさらに感動し、ご講演をお願いしたのでした。

康郎氏の本によると、猛氏は1歳から高校進学までの15年間を康郎氏が働いていた滝乃川学園内の職員住宅で家族と共に暮らしていたため、学園の園児や入所のお兄さんお姉さんたちとよく一緒に遊んだり遊んでもらったり、遠足や旅行に行ったりもしたそうです。『彼は高校時代はそういう環境と距離を置きたかったそうですが、彼にとって自閉症や知的障害の人たちは絶対に見捨てることのできない「身内」だと言ったことがあります』。さらに「ボランティア活動から福祉の道に入った私と物心ついたときには周囲に自閉症や知的障害の人たちがいて、石井先生から直に学んだ彼には、利用者支援においてどうしても敵わない面があります」という記述もありました。

五十嵐 猛氏

社会福祉法人萌葱の郷 めぶき園 大分県発達障がい者支援センターECOAL センター長 五十嵐猛(公認心理師)

障害者差別解消法 2016 年 4 月施行
今こそ考えよう 共生（インクルーシブ）教育 第3回
平成 28 年 6 月 12 日（日）13:00~16:20（12:30 開場）
福岡市立心身障害福祉センター（あいあいセンター）大研修室
参加費 1,000 円（障害者手帳・学生証提示の方、介助者は無料） 託児あり（定員 15 名・一家族 300 円）

1部 大分県発達障がい者支援センターECOAL センター長
五十嵐 猛氏 に聞く

障がいのある人もない人も共に学び共に生活する、共生（インクルーシブ）社会。その実現を目指して日本各地で先導的取り組みが行われています。大分県では行政と民間が一体となって保護者会などと連携しながら、学校や施設等における職員専門性を確保するとともに、豊後大野市内の認定こども園では同一敷地内に発達障がい者も実践されています。これらの取り組みの結果、職員の仕事やすさや子どもの発達を最大限保障することができ、行動障がいの数が減少しています。

大分県の発達障がい児者支援に関わる先駆的な実践の紹介
● 先導的インクルーシブ教育認定こども園
障がいのあるなしに関わらず利用することができ、特別の配慮が必要な子どもにも専門の保育教諭や認定こども園と同一敷地内にある療育機関が日常的に支援を行える体制を構築。

● 発達障がい者支援専門員養成研修
医療、保健、福祉、教育、労働の各分野が協働しながら発達障がい児(者)のライフステージのニーズに対応できる専門家(スーパーバイザー)を養成。

● 支援ネットワークの構築
発達障がい者支援専門員養成研修修了者を専門家として位置付け、県内全域における発達障がいへの理解と二次障害への対応や予防、才能支援を推進させる体制を構築。

2016 年 6 月 講演会開催
主催：障がい者より良い暮らしネット

大いに 期待！します

専門部会の議論内容が施策に確実に反映され、重度者の暮らしが質・量とも充実しますように！令和6年度にスタートしました。

●重度障がい者の住まい及び支援に関する専門部会

●医療的ケア児者が利用できる社会資源（主に障がい福祉サービス 短期入所）の不足に関する専門部会

専門部会とは、国の法律に基づいて設置される「福岡市障がい者等地域生活支援協議会」が必要に応じて、特定の事項を調査、研究し、施策提案の検討等を行うために設置するものです。

●重度障がい者の住まい及び支援に関する専門部会

「重症心身障がい（医療的ケア含む）」「強度行動障がい」を対象を絞って、住まいの場の確保及び関係する支援について検討・提案を行うことを目的とする。

令和6年度は6月～7年2月まで 9回開催

●医療的ケア児者が利用できる社会資源（主に障がい福祉サービス 短期入所）の不足に関する専門部会

社会資源の不足（特に障害福祉サービス、短期入所や生活介護）について検討・提案を行う

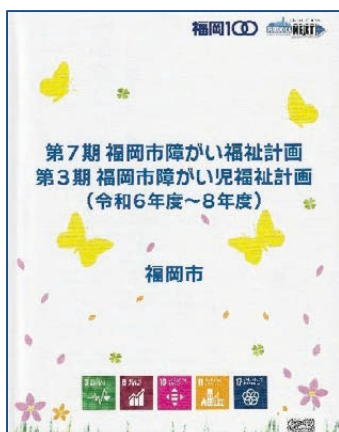
令和6年度は9月、12月の2回開催

① 私たちが生活するうえで欠かせない「障がい福祉サービス」を決める 保健福祉総合計画



- この計画は、「福岡市福祉のまちづくり条例」に基づき策定している福岡市の保健福祉行政のマスタープランです。
- 超高齢社会、人口構成、暮らし方や地域のつながりなど、人々を取り巻く環境も変化していきます。人々の困り事も様々な形になって現れています。
- このような課題を踏まえ、将来も見据えた様々な支援のあり方や取組みの方向性を示したものです。

② 「サービス提供体制の確保、推進等」を検証する 障がい福祉計画・障がい児福祉計画



- 法律に基づいて、障がい福祉サービスや障がい児通所支援等が計画的に提供されるよう、各サービスの数値目標の設定及び各年度のサービス需要を見込むとともに、サービスの提供体制の確保や推進のための取組みを定めています。

どちらも

福岡市役所 1階 情報プラザ & 各区役所
でもらえます(無料)。一度手に取ってみませんか